



島根県報

平成31年2月12日（火）

第3,082号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	（障がい福祉課）	2
障害福祉サービス事業者の指定		
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（ " ）	2
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（ " ）	3
都市計画事業の認可	（都 市 計 画 課）	8

【特定調達公告】

島根県立学校教科用パソコンの賃貸借に係る一般競争入札の実施	（学 校 企 画 課）	8
島根県警察本部庁舎及び島根県運転免許センターで使用する電気調達に係る一般競争入札の落札者等	（警 察 本 部）	11

告 示**島根県告示第86号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成31年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社はらだや学園	生活介護	株式会社はらだや学園	浜田市熱田町1569	平成31年 2月 1日
社会医療法人正光会	就労継続支援A型	さんさん牧場	益田市高津三丁目イ2518-17	平成31年 2月 1日
社会医療法人正光会	共同生活援助	グループホーム風の丘	益田市高津三丁目イ2518-77	平成31年 2月 1日

島根県告示第87号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

平成31年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 faith to face	らばん東出雲	松江市東出雲町錦新町五丁目8番 15号	平成31年 2月 1日
株式会社サンフラワーズ	ジュニアクラブ玄季	浜田市相生町4225番地 2	平成31年 2月 1日

島根県告示第88号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成31年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

出雲市斐川町莊原3466-2 原 俊雄

” 3471-2 原 昭二

” 3416 高橋浩三

(2) 加入区

宍道湖斐川加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
告示の日から15日間
- (2) 縦覧場所
宍道湖漁業協同組合

島根県告示第89号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成31年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 加入区の名称
美保関
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分
- 2 (1) 加入区の名称
島根町
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね島根町支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表2の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分
- 3 (1) 加入区の名称
恵曇
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分
- 4 (1) 加入区の名称
恵曇
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分
- 5 (1) 加入区の名称
恵曇
- (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

6(1) 加入区の名称

恵曇

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

7(1) 加入区の名称

恵曇

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

8(1) 加入区の名称

平田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

9(1) 加入区の名称

平田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

10(1) 加入区の名称

平田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄9に掲げる漁業の区分

11(1) 加入区の名称

平田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄10に掲げる漁業の区分

12(1) 加入区の名称

大社

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

13(1) 加入区の名称

大社

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

14(1) 加入区の名称

大社

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

15(1) 加入区の名称

大社

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

16(1) 加入区の名称

久手

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表7の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

17(1) 加入区の名称

和江

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所、五十猛出張所、仁摩出張所及び温泉津出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表8の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

18(1) 加入区の名称

五十猛

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、五十猛出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表9の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

19(1) 加入区の名称

仁摩

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、仁摩出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

20(1) 加入区の名称

浜田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

21(1) 加入区の名称

益田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

22(1) 加入区の名称

益田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

23(1) 加入区の名称

益田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

24(1) 加入区の名称

益田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

25(1) 加入区の名称

中村

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、中村出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

26(1) 加入区の名称

西郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

27(1) 加入区の名称

西郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

28(1) 加入区の名称

西郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

29(1) 加入区の名称

西郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

30(1) 加入区の名称

浦郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち、知夫出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

31(1) 加入区の名称

知夫村

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち、知夫出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表22の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

島根県告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年 2月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

松江市

2 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業3・6・53号揖屋馬潟線

3 事業施行期間

平成31年 2月12日から平成39年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

島根県松江市東出雲町揖屋地内

(2) 使用の部分

島根県松江市東出雲町揖屋地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成31年 2月12日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立学校 教科用パソコン一式賃貸借 371台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成31年 7月31日（水）

(4) 納入場所

県立高等学校及び特別支援学校54校（分校、分教室及び分校舎7箇所を含む。）並びに学校企画課

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の大分類「1 文具・事務用機器類」、小分類「(3)事務機器」又は「(4)情報処理機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県教育庁学校企画課 情報・運営グループ

電話 0852-22-6917 F A X 0852-22-5762

電子メール gakkokikaku@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成31年3月15日（金）までの間、入札情報サービス（P P I）へ暗号化された状態で掲載するので、入札に参加するために閲覧（ダウンロード）を希望する者は、入札情報サービス（P P I）へ掲載された入札説明書閲覧申請書に必要事項を記入・押印の上、ファクシミリで上記の部局へ送付すること。なお、入札説明書閲覧申請書は本公告「3 入札に参加する者に必要な資格」に該当する者から提出されたもののみを受理する。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成31年3月15日（金）午後5時00分までの間に、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

平成31年3月22日（金）午前11時から同月25日（月）午前10時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

平成31年3月25日（月）午前10時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、平成31年3月25日（月）午前10時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年3月25日（月）午前11時

イ 場所

4の場所

8 その他

- (1) 本調達は、平成31年度当初予算の島根県議会議決が得られない場合は、開札を延期または取りやめる。なお、開札を延期する場合は理由及び延期後の開札日を公告し、開札を取りやめる場合は理由を公告し競争参加者に通知する。
- (2) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 入札保証金
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (5) 入札執行の取りやめ又は延期
不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。
- (6) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当する

ときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁学校企画課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : 371 laptop computers for Shimane prefectural school teachers and their maintenance and support

(2) Period for tender by electronic bidding : From 11 : 00 a.m. March 22, 2019 to 10 : 00 a.m. March 25, 2019

(3) Time limit for tender by bringing : 10 : 00 a.m. March 25, 2019

(Bids by post must be received by 10 : 00 a.m. March 25, 2019)

(4) Contact point for the notice : School Planning Division, Shimane prefectural board of education 1

Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-6917

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成31年 2月12日

島根県警察本部長 今 村 剛

1 件名及び数量

(1) 島根県警察本部庁舎で使用する電気調達 一式

(2) 島根県運転免許センターで使用する電気調達 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成30年12月14日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 島根県警察本部庁舎で使用する電気調達一式

関西電力株式会社 代表取締役 岩根 茂樹 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号

(2) 島根県運転免許センターで使用する電気調達一式

関西電力株式会社 代表取締役 岩根 茂樹 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号

5 落札金額

(1) 島根県警察本部庁舎で使用する電気調達一式

72,155,370円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 島根県運転免許センターで使用する電気調達一式

21,581,880円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成30年10月26日